

# 議会の動き

## 第4回定例会

12月17日から会期4日間で開催

### 承認された報告

- 平成24年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について
- 同歌志内市病院事業会計決算の認定について

平成25年9月10日  
決算審査特別委員会付託

これら2議案は、11月13日から3日間開催された委員会で審査の結果、原案どおり認定されました。

### 人権擁護委員の推せん

人権擁護委員秋元邦子氏が平成26年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦するため議会の同意を得ました。(任期3

年間)

■市内神威272番地2  
秋元邦子氏

### 可決された議案

■歌志内市東光最終処分場閉鎖基金条例の制定について  
歌志内市東光最終処分場の閉鎖に要する費用に充てるための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるための条例を制定しました。

■固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について  
(株)歌志内振興公社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の推進及び同社の経営安定に資するため、チロルの湯及びアリーナチロルの固定資産税を平成26年度から3年間免除する条例を制定しました。

■歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化、公的年金からの特別徴収における算定方法の見直し等、関係条文の整備を行いました。

■歌志内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理手数料が改正され、同組合に自ら搬入し処分する手数料等が見直されたことに伴い、関係条文の整備を行いました。

■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部改正に伴い関係条文の整備を行いました。

■歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
■歌志内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
■歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

■歌志内市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について  
■歌志内市立病院使用料及び手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

これらについては、消費税法等の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられることに伴い、関係条文の整備を行いました。

■財産の貸付について  
(株)歌志内振興公社に対する経営支援として、チロルの湯及びアリーナチロルが所在する市有地を3年間事業用地として同社へ無償貸付するため、法令の定めにより議会の議決を得ました。

▽貸付物件 土地 中村76番地2及び78番地3のうち、9,318.25㎡  
▽貸付期間 平成26年4月1日から同29年3月31日まで  
■指定管理者の指定について  
歌志内市老人福祉センターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定しました。

▽指定管理者となる団体の名称 歌志内市シルバーセンター(市内神威178番地1)  
▽指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

■空知中部広域連合の規約の変更について  
老人保健医療制度終了後5年が経過し、今後新たな事務が生じないこと等に伴い、空知中部広域連合が実施する事業等の一部について改正するため、同広域連合規約の変更について議会の議決を得ました。

■平成25年度歌志内市一般会計補正予算(第5号・第6号)  
歳入歳出予算に1億2,532万9千円を追加し、総額を45億4,586万9千円としました。  
補正内容の主な増減内容は次のとおりです。

【歳出】  
▽障害者福祉サービス給付事業  
1,627万2千円の増  
▽福祉灯油代助成事業(重度身体障がい者等世帯)  
14万5千円の増  
▽福祉灯油代助成事業(高齢者世帯)  
216万円の増  
▽福祉灯油代助成事業(母子

・父子世帯)

18万円の増

※福祉灯油代助成事業について  
てくわしくは、9ページをご覧ください。

▽老人福祉施設入所者措置費

719万円の増

▽東光最終処分場閉鎖基金積立金

5,132万6千円の増

▽新産業等創造事業助成(高周波基本波タイプ水晶デバイス)の開発事業)

3,960万円の増

▽道路修繕料

100万円の増

▽住宅修繕料

300万円の増

【歳入】

▽障害者自立支援給付費国庫負担金(障害福祉サービス費等)

813万6千円の増

▽地域の元氣臨時交付金(地域活性化等に資する公共投資資金)

1,179万円の増

▽障害者自立支援給付費道負担金(障害福祉サービス費等)

406万8千円の増

▽清掃費寄附金(東光最終処分場閉鎖費用)

5,132万6千円の増

▽前年度繰越金

1,000万円の増

▽空知産炭地域振興助成金(新産業等創造事業助成)

3,960万円の増

■平成25年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第2号)

職員給与費の増により、歳入歳出予算21万7千円を追加し、総額を3億8,348万1千円としました。

休会中の審査として  
付託・可決された議案

次の2件については、行政常任委員会(川野敏夫委員長・議長を除く全議員で構成)に付託され審査の結果、原案どおり可決されました。

■歌志内市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園を社会福祉法人ほく志会に無償譲渡するため、この条例を廃止することとしました。

■財産の処分について

歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園について、同施設の指定管理者である社会福祉法人ほく志会に対し、建物を無償譲渡するため、法令の定めにより、議会の議決を得ました。

▽譲渡する建物の概要 歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園(文珠244番地2、250番地及び253番地18、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、3,793.85㎡)

可決された意見書

■過疎対策の積極的推進を求める意見書

〈12月20日・議員提出〉

他4件の意見書が原案どおり可決され、内閣総理大臣や厚生労働大臣など各関係先に送付されました。

なお、その他の意見書については、2月号に折り込み予定の「議会だより」をご覧ください。

# 冬型の気圧配置と暴風雪について

冬は、大陸に高気圧、北海道の東に低気圧のある「西高東低の冬型の気圧配置」になり、「吹雪」になることが多くあります。

平均風速がおおむね16%以上で雪を伴い、猛吹雪や吹きだまりによる交通障害など、重大な災害の起こる恐れがある場合に「暴風雪警報」が発表されます。

次のことにじゅうぶんに注意して、的確な行動を取りましょう。

〈札幌管区气象台天気相談所 ☎0111-6111-61170〉

■今は晴れていても...

暴風雪警報が発表されていても常に猛吹雪ということではありません。今は晴れていても一瞬で猛吹雪に変わるなど天気変化が激しいこともあります。屋外での行動にはじゅうぶんに注意しましょう

■家の中にいても...

家の中でも油断は禁物です。ストーブの給排気口が雪でふさがれて、不完全燃焼が発生し、一酸化炭素中毒を起こす危険があります。時々、給排気口を点検しましょう

■車の運転時は...

吹雪の時は視界が悪くなり、道路や対向車を見分けることができなくなり、事故の可能性が高まります。やむを得ず車を使用する場合は、余裕を

■最新の情報を...

テレビやラジオなどで、最新の情報を確認して、状況によっては外出を控えるようにしましょう



地域における課題や要望をお聞きします。

# 地区別市政懇談会を開催

昨年9月30日から11月7日にかけて、市内19か所の全町内会・自治会をまわり、地区別市政懇談会を開催しました。

市民の皆さん延べ247人の参加をいただき、普段町内・自治会で抱えている問題点の質問や意見、要望等を伺いました。その主な質問等と、それに対する行政の回答内容を一部ご紹介します。

**Q** 町内会の合併について、市中に入って指示できないのか？

**A** 地域の住民の皆さんがどういふ町内会づくりが望ましいのか、それぞれの地域において判断されることが良いのではないかと思います。

行政が中に入って指示をすると、本来の意味での町内会づくりにはならないと思われます。

皆さんが住みやすい地域づくり、自らの地域づくりを考えていただいた上で、行政で出来ることについては支援いたします。

**Q** 住宅の無落雪化の工事の効果と住宅内部の改修は？

**A** 裏に雪が落ちないというところで、光を全面的に受けるこ

とができ、採光性に優れているというところで、入居者の皆さんは喜んでくれています。

また、入居者の皆さんの費用の面も軽減になると思われる、例えば裏に落ちた雪を業者に頼んで除排雪してもらいが必要が無くなったと思います。

住宅内部の改修については、状況に応じて対応できるものは対応しますので、建設課に連絡を頂ければと思います。

**Q** 市営住宅の除雪について

**A** 通常は市営住宅の前は除雪には入りませんが、空き家が多い場合など、状況によっては除雪することもあります。

空戸状況を確認しながら対応したいと思います。

**Q** チロルの水風呂について、改修当初はどうして浅かったのか？

**A** チロルの湯の水風呂につきましては、改修当初、ユニバーサルデザイン化及び節水を取り入れた設計となっていました。ご利用されるお客様から浅すぎるとの意見を頂きましたので、早急に改修を行いました。

**Q** かもい岳スキー場の新雪コース部分と圧雪状況について

**A** 昨シーズンは、指定管理者からの要望を取り入れ、海外国内において行われている新雪（未圧雪）コースをゲレンデ内に取り入れ実施したところであります。

今シーズンも利用状況を見ながらじゅうぶん注意し、コース管理して



参ります。

また、今シーズンは新しい圧雪車が導入されますので、快適なバーン整備に努め、お客様のニーズにそったゲレンデの確保に指定管理者と連携し対応して参ります。



## 事前提出された

### 主な意見・要望内容

このほか、事前に町内会・自治会から提出された主な内容と行政からの回答は次のとおりです。

■災害時について、水害時の避難場所は安全か？

▽災害は「いつ」「どこで」「どの程度」発生するか正確に予想できません。災害によっては使用できない場所も出てきますので、実際に避難となる場合は、消防職団員や市職員が適当な避難場所に誘導することに参ります。

■河川の付近に住宅もあるので、河川中の樹木や草を伐採してほしい  
▽ペンケ歌志内川は北海道の管理河川です。中州の除去や木々の剪定は毎年北海道にお願いして、本年度につきましても一部の区間

で実施していただきました。

■冬期間の排雪時の配慮を願います  
▽本市の場合、早朝に限られた時間内に、それぞれの業者が受け持つ路線について除雪を行っています。従いまして、早朝の除雪時には堆雪スペースの対応がじゅうぶんに行えない場合があります。

その場合、日中、市のロータリー除雪車等各路線の拡幅や堆雪場所の確保を行い、皆さんが使いやすいようにしています。今シーズンも皆さんのご理解ご協力をいただきながら除排雪を実施してほしい

▽砂防ダムのほとんどは北海道所管のダムです。本市には昭和の時代に建設された砂防ダムが非常に多いことから、すでに満杯になっている所もあるかと思いますが、適宜パトロールを行ってほしい

■倒壊家屋を整理してほしい  
▽要望のあった場所につきましては、

市外に居住の家族に対し文書または電話で整理をするよう要請をしています。しかし、費用の捻出が難しいことから行政で片付けてほしい話もありましたが、個人の財産やゴミ処理に公金を使つての

処理は難しいことから、引き続き家族に対し、要請を行っていきま

す。  
■野生動物の被害があるので対応してほしい（鹿、アライグマ）

▽猟友会の協力をいただきながら、鹿用箱わなの設置や猟銃による駆除に努めておりますが、頭数の増加に歯止めが効かず、畑等の食害や自動車との接触などが増えています。

なお、アライグマの箱わなは希望者に貸し出しを行っております。

## 行政からの情報提供

行政からの情報提供として、次の

3点を情報提供しました。  
▽『特別警報』く命を守るために知ってほしい

▽『福祉のまちづくり講演会』の開催について

▽『高等学校等就学支援金』について

## テーマによる意見交換

### 『地域サロン』について

今回の地区別市政懇談会では、市民の皆さまと、『地域サロン』をテーマに意見交換会を行いました。

現在、各自治会・町内会においてさまざまな取り組みを行っており、サロンとして会員の皆さんが集まってお茶会や話し合いをしたり、また、老人クラブで集まり、健康体操などを行っている地区もありました。

現在、活動を行っている地域での共通課題として「人が集まらない」ということがあげられました。

なお、保健福祉課では、現在まだ取り組みを行っていない地区についても、保健師の血圧測定やパソコンの機材を貸してほしいとの要望があれば、対応するの積極的に取り組んでほしいと説明を行いました。

